

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和6年度第1回水戸市都市景観審議会
- 2 開催日時 令和6年6月24日（月） 午前10時から午前11時40分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 山本 早里，村上 暁信，一ノ瀬 彩，小坪 のり子，篠根 玲子，
松橋 裕子，三上 靖彦，二田 伸康，藤田 雅一
 - (2) 執行機関 高橋 靖，太田 達彦，須藤 文彦，権瓶 厚，磯前 由紀，小島 悦子，
秋葉 由佳，倉本 雅之
- 5 議題及び公開・非公開の別
水戸市景観計画の改定について【公開】
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 2人
- 8 会議資料名称
令和6年度第1回水戸市都市景観審議会次第
資料1 水戸市都市景観審議会委員名簿
資料2 水戸市都市景観審議会に係る関係規定
資料3 水戸市都市景観審議会座席表
○令和6年度第1回水戸市都市景観審議会（パワーポイント印刷）

9 発言の内容

司会

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第1回水戸市都市景観審議会を開催いたします。

はじめに、高橋市長より御挨拶申し上げます。

高橋市長

おはようございます。この自席から失礼させていただきます。皆様方には、大変お忙しい中、景観計画の会議の方に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、常日頃からの都市施策の推進に御理解と御協力をいただいておりますことにも、心からお礼と感謝を申し上げたいと思います。

皆様御存知の通り、今年度の4月1日から新しい水戸市の都市づくりの指針でございます、第7次総合計画が始まったところでございます。こちらに基づいて、それぞれの個別計画の策定をしていかなければならないのですが、今、その準備を進めさせていただいたところでございまして、先般も2日間にわたり、庁議において、16の個別計画について庁議決定をさせていただいたところであります。

委員の皆様方にも、この水戸市景観計画の改定について諮問をさせていただくということになります。景観形成というものは、長期間にわたる継続的な取組が必要であるということは、御存知の通りだと思いますが、現在の景観計画が、策定から約15年経過をしてしまっているということもございまして、今の景観の状況、社会の変化等に対応するかというと、やはりそうでない部分があることから、改定の必要性を感じているところでございます。そういった社会情勢の変化や新たなニーズに対応していかなければならない状況の中で、水戸ならではの良好な景観づくりの更なる推進を図っていかなければならないと認識をしているところでございます。そのため、計画を改定するものでございます。

今後、本市の景観づくりを進めていくにあたり、重要な案件でございまして、委員の皆様方には、重責を担っていただくということになりますが、忌憚ない御意見をいただき、より良い計画を作って参りたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、冒頭の私の方からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

ここで委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。タブレットに表示されます資料1・水戸市都市景観審議会委員名簿を御覧ください。

(委員紹介)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

本来ですと、ここで議事の進行を会長にお願いするところでございますが、本年5月に委員の改選が実施されており、会長が選出されていない状況となっております。

つきましては、会長が選出されるまでの間、事務局で議事の進行を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、会長の選出まで事務局で議事を進行いたします。

まずは、本日の出席者数を報告いたします。

本日は、審議会委員数 13 名のうち、現在 9 名が出席されています。

なお、事務局に欠席の報告がありました委員は、__番 __委員、__番 __委員、
__番 __委員、__番 __委員でございます。

委員 13 名に対し、現在 9 名の出席で、半数を超えていますので、水戸市都市景観条例
第 36 条第 2 項の規定に基づき、本審議会は成立しています。

続きまして、「次第 3」の会長及び副会長の互選にまいります。

タブレットに表示されます資料 2・水戸市都市景観審議会に係る関係規定を御覧ください。

本審議会は、委員改選後に初めてお集まりいただく審議会となりますので、ただいまから、水戸市都市景観条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、会長及び副会長の互選を執り行います。

会長及び副会長について、自薦もしくは他薦はございますか。

__委員

事務局案を御提示願います。

司会

ただいま、事務局案を提示してください、との声がありましたので、会長及び副会長の人選案について、事務局から御提案させていただきたいと思います。御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは事務局から、会長及び副会長の人選案を提示させていただきます。まず、会長につきましては、__番 __委員とすることを提案いたします。また、副会長につきましては、__番 __委員とすることを提案いたします。事務局提案に御賛同いただける方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手が多数でございますので、__番 __委員に水戸市都市景観審議会 会長の就任を、__番 __委員に水戸市都市景観審議会 副会長の就任をお願いすることといたします。

お二方とも、どうぞよろしくお願いいたします。

__委員、__委員は、それぞれ会長席、副会長席に御移動をお願いいたします。

それでは、代表いたしまして、__会長より御挨拶をお願いいたします。

__会長

ただいま会長を拝命しました__でございます。一言挨拶を述べさせていただきます。

水戸市については、皆さんも御存知のように、大変景観資源が多くございます。歴史的な資源、それから、現代的な建築の資源、そして自然の資源と、大きく分けて3つの大切な資源がありまして、県内を見渡しても、これだけ多様な資源を持っている市というのは、大変貴重であると思います。

そして、先ほど市長から御説明あったように、景観計画が15年経ちまして、今のような現代建築も増えてきていますので、そういった部分に適応した景観計画が必要となっているということを認識している次第でございます。

今回、改定に伴い、委員の皆様からは是非貴重な意見をいただきまして、より良い景観計画にしていきたいと思っております。どうぞ御協力、御支援をよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。それでは、これより議題に入ります。

水戸市都市景観条例第36条第1項により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、以降は、____会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

____会長

それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、まずは、本日の議事録署名人を指名させていただきます。__番 ____委員、__番 ____委員に、お願いいたします。本審議会につきましては、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき、原則公開とさせていただきますので御承知おき下さい。

本日は2社の報道機関が入っており、当審議会の会議を撮影したいという申し入れがございましたが、許可するという事で、皆様よろしいでしょうか。

(承認)

それでは、御異議がないようですので、撮影を許可することといたします。

それでは、議題に入らせていただきます。まず、諮問書の提出をお願いします。

司会

市長、前へお願いいたします。

高橋市長

都市景観諮問第1号 令和6年6月24日 水戸市都市景観審議会 会長 ____様 水戸市長 高橋靖 諮問書 水戸市都市景観条例第32条第1号に基づき水戸市景観計画の改定について諮問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

____会長、御着席ください。

ここで高橋市長は公務の都合により退席させていただきます。

____会長

それでは事務局より「水戸市景観計画の改定について」の説明をお願いします。

事務局（権瓶景観室長）

それでは景観計画の改定について御説明いたします。お手元のタブレットを御覧ください。

最初に、現行景観計画に基づいて実施した施策の取組成果や課題を説明します。最初に、現行計画に基づく景観施策として、何が出来て、何が課題となっているかを確認いたします。その上で、そうした成果や課題を踏まえた計画改定の基本方針を御説明します。

まず、「現行景観計画とこれまでの景観施策の取組」です。

景観計画とは景観法に基づく計画であり、良好な景観の形成を図るため、景観形成区域、景観の形成の基本的な方針、建築物や屋外広告物に関する行為の制限に関する事項などを定めるものです。

現行計画策定までの経緯ですが、水戸市は、平成初期より景観に関する計画や条例を策定、制定し、法律によらない独自の景観行政を行ってきました。

平成 16 年の景観法施行に伴い、平成 20 年、景観法に基づく現在の水戸市景観計画を策定しました。

本市ではこの水戸市景観計画に基づき様々な施策を進めてきました。ここからは具体的にその内容を御説明します。

まず、景観法に基づく大規模建築物等の届出制度の導入です。

市内で大規模な建築物などを作る際の事前届出により、景観基準の適合を求め、景観誘導を行っています。また、そのうち特に大規模な建築物に関しては、事前協議の段階から都市景観専門委員による調査を実施し、景観配慮の助言等を行っています。

次が具体的な事例です。ここでは都市景観専門委員との事前協議を行った事例を御紹介します。こちらはアダストリアみとアリーナの事例です。この事例では、専門委員への事前協議の結果、委員の指摘に対応し、周辺の自然環境との調和を図るための植樹する箇所の追加、外壁の色彩やデザインにきめ細かい配慮を図るような変更がなされました。左が事前協議段階のイメージ、右が施工後の写真です。都市景観専門委員の事前協議制度による効果があげられた事例ではないかと考えています。

一方で課題として挙げさせていただいたのは、工作物の種類が様々ある中で、現行計画では景観基準がすべての工作物に関して一律となっているため、近年設置が増加している太陽光発電施設の景観誘導がしにくいこと。また、景観基準が、まちなかや田園地域といった地域特性の違いに関わらず市内一律の基準であり、景観誘導しにくいこと。さらに、都市景観専門委員による事前調査の段階で既に事業計画が固まっている場合が多く、景観誘導が十分に図れないことがあり、制度の整理が必要なことが挙げられます。

こちらは課題として挙げたことの事例です。近年設置が増加する太陽光発電施設の景観誘導については、独立した景観基準を作ることなどが検討課題になると考えています。この写真は、斜面に設置された市内の太陽光パネルです。

こちらも課題の事例として、いわゆる田園地域において景観誘導が困難な建築物のイメージシミュレーションです。現行の色彩基準には適合していますが、壁面の色彩がやや目立っており、このようなのかな田園風景の中では若干不調和な印象を与えているかと思えます。例えば、まちなかや田園地域といった地域特性の違いに応じて、景観基準を分割することなども検討課題と考えております。

続いて、水戸市屋外広告物条例の施行です。屋外広告物の規制については、それまで茨城県の条例を運用しておりましたが、本市の特性を生かした景観づくりを行うため、平成 22 年に市独自の条例を制定、施行しています。市の条例では、県条例にはなかった独自の

制度を導入しましたが、その一つが、屋上広告や派手な広告物を制限する「屋外広告物特別規制地区」の制度です。景観計画の中で重点的に景観形成を図る地区と位置付けた「偕楽園・千波湖周辺地区」と「弘道館・水戸城跡周辺地区」の2地区を特別規制地区として指定しています。

こちらは特別規制地区指定の効果を示す事例です。上は、千波湖畔から中心市街地方面を眺望したときに、広告物により景観が阻害された場合のシミュレーションです。こうした状況が生じることを懸念して、平成22年に特別規制地区の指定を行っています。下が現在の写真ですが、眺望景観は阻害されていない状況を維持できており、制度導入の効果であると考えています。

こちらは規制地区での個別事例です。左の写真は「偕楽園・千波湖周辺地区」にあるクリニックの広告物です。右の写真は「弘道館・水戸城跡周辺地区」において国の機関が設置した横断幕の事例です。いずれも落ち着いた色彩の広告物が表示されていて、右の写真では地域の歴史性に合わせた茶色の文字にし、地区の景観形成に配慮いただいたと考えています。

以上、成果と考えられる事例を紹介しましたが、広告物に関しての課題としては、近年、デジタルサイネージなどの新たな形態の広告物が出現していますが、現行の制度で対応できていないこと。また、広告物規制の周知や指導を行っているものの、違反広告物が散見される状況であること。さらに、屋外広告物条例の規制対象ではありませんが、窓の内側から外に向けて表示するような広告物、いわゆる屋内広告物が景観に影響を与えていることがあること、右下の事例で窓を塞いでいるようなものですが、これらについて対応の検討が必要と考えています。

続いて、都市景観重点地区指定制度等の活用について御説明します。都市景観重点地区の制度は、地区の特性を生かした優れた景観づくりを行う地区を「都市景観重点地区」に指定するもので、重点地区内では、小規模な行為も含め、建築行為等の際の事前届出を行っていただく中で、地区独自の景観基準への適合を求め、良好な景観の誘導を図っています。

平成14年に指定済みの「備前堀沿道地区」に加え、現行計画期間においては平成31年、「弘道館・水戸城跡周辺地区」を新たに重点地区として指定しています。

さらに、この都市景観重点地区内において、地区の景観づくりの核となる建造物である水戸城大手門や二の丸角櫓などを、令和3年に景観法に基づく「景観重要建造物」に指定しています。

「弘道館・水戸城跡周辺地区」は平成31年に指定したのですが、かつて存在した水戸城大手門や二の丸角櫓などの歴史的建造物の復元整備や写真の右下にある地区内の道路景観整備を実施するなど、水戸市で全庁あげて歴史まちづくりを推進しておりました。そうしたまちづくりの動きに連動して、民地なども含め、地区の歴史性を活かした景観づくりを進めることを目的として、重点地区に指定したものです。

続いて、具体的な事例の紹介ですが、こちらの写真は、復元整備した二の丸角櫓を下から仰ぎ見ることができる道路沿いのコインパーキングの看板を改修していただいた事例です。左の写真は、平成31年度の時点の写真です。もともとは、コーポレートカラーである鮮やかな水色を基調とした板面でしたが、板面と同じ視界に入る二の丸角櫓との景観的

な調和に配慮していただき、茶色ベースの板面に改修していただきました。

こちらと同じ道路沿いにあるレンタカー店の広告物の改修事例です。もともとコーポレートカラーである鮮やかな赤色を基調とした広告物を、この場所の景観的な調和に配慮して、鮮やかさを落として、落ち着いた色彩の広告物に改修していただきました。

こちらは水戸市の歴史の象徴である弘道館のほぼ斜め向かいに立地する学童施設の事例ですが、事前協議の段階では御覧のようなグループの共通色であるカラフルなロゴマークの設置を検討されていましたが、立地場所の重要性を踏まえ、協議を行いました。その結果、落ち着いた色彩に変更していただきまして、変更後はこのような茶色の色彩になっています。これらは、都市景観重点地区指定の効果が表れた事例と考えています。

重点地区制度の課題としては、現在の制度では、制度のつくりの関係で、都市景観条例と景観法の届出の二つの手続きが生じる場合がありますが、景観法の届出手続きに一本化するように、この計画改定検討の中で整理したいと考えています。

また、「弘道館・水戸城跡周辺地区」での取組については、歴史まちづくりを通した景観づくりが高い評価を得て、国土交通省などが実施する「都市景観大賞」という表彰制度において、昨年度、特別賞を受賞していますのでこの場をお借りして御報告いたします。この賞の概要、詳細については、水戸市ホームページや国土交通省ホームページに掲載されていますので、是非御覧いただければと思います。

続いて、高度地区の導入です。良好な眺望景観や住環境等を保全するため、平成 22 年、都市計画による高度地区を指定し、建築物の高さ制限を行いました。

考え方としては、右下のイメージ図にありますように、市のシンボルである水戸芸術館タワーの眺望を確保するため、商業系地域では最高 60 メートルの規制値としつつ、住居系地域になるにしたがって段階的に低い規制値になるように高さ制限を設定しています。この規制により、まち全体としてのスカイラインの保全・形成を図るものです。

こちらが具体的な事例です。上は平成 22 年の高度地区指定時の千波湖畔から中心市街地方面への眺望景観の写真です。そして下が現在の写真です。指定から 13 年ほど経過しており、この間、中心市街地においてマンションなどの高い建築物が増えています。高さ 100m の芸術館タワーを中心とするスカイラインは現在も維持されている状況です。

続いて、弘道館・水戸城跡周辺地区の状況の事例です。左は高度地区を導入せず、弘道館の後ろのエリアに高層建築物が建設され、弘道館の正面からの景観が阻害された場合のシミュレーションです。右は現在の写真です。平成 22 年の高度地区指定以降、弘道館の後ろのエリア含めて、まちなかではマンションなどの建設もありましたが、現在も弘道館正面からの良好な景観が維持されており、高度地区指定の効果と考えています。高度地区については、こうした効果を踏まえ、引き続き継続していくことを考えております。

続いて、水戸市風致地区条例の施行です。水戸市の風致地区の特徴を踏まえた独自基準を盛り込んだ市条例を平成 27 年に施行し、風致地区において、自然景観の維持のための規制を行っています。資料では、緑化により自然景観の維持に寄与していると考えられる事例をお示しています。

課題としては、水戸市内では三の丸地区や千波地区その他広いエリアで風致地区の指定を行っており、緑と調和した住宅街等の形成がされていますが、風致地区で形成された景観の魅力を十分に発信できていないことが挙げられます。また、植栽や維持管理の状況に

よって緑地の質に差が生じている状況も見受けられます。これらが課題として挙げられることと考えています。

続いて、公共施設の整備についてです。公共施設の整備による先導的な景観形成を図るとともに、サインマニュアルなどにより良好な景観形成のための整備を促しています。

左下の事例1は、弘道館・水戸城跡周辺地区の事例です。こちらでは学校施設の外壁を白壁にしたり、歴史的地区と調和する道路景観整備を行ったりしたこと、あるいは、先ほども御紹介しましたが、かつての歴史的建造物の復元等で、地区の歴史的空間を創出する一体的な景観形成が行われております。

続いて、右下の事例2では、新たに建設した水戸市民会館を中心として、ゆとりある公共空間の創出や周辺の一体的な道路整備などにより、中心市街地の核として魅力ある景観形成が図られ、道路空間を活用したイベント開催なども盛んに行われており、まちのにぎわいが創出されている状況です。

公共施設の整備に関する課題としては、通常の維持管理水準では景観の維持が困難なケースがあります。左下の事例1は備前堀沿道地区の状況ですが、景観に配慮した道路を補修する際に通常の道路維持水準の補修をした場合、まだらに見えてしまっています。右下の事例2のように、成長しすぎた街路樹の沿道において、生活環境の向上のための強剪定や撤去を求める声も多いといったことが挙げられます。

続いて、市民・事業者の意識啓発・活動支援・参加です。これらについての現行計画の中の実績としては、都市景観補助金の交付等による景観形成に取り組む市民への支援を行ったこと、さらに、一団の土地の区域において建築物や工作物等の景観基準について定めた協定を景観法に基づき景観協定として認可した案件があります。

また、「弘道館・水戸城跡周辺地区」での都市景観重点地区指定に向けた地域での勉強会や、不動産や建築業界等に対する景観に関する研修会、市民向けのワークショップなどを行っています。

さらに、市民公募により「あなたが見つけた水戸の景観30選」を選定したうえで啓発・広報活動を行っております。

このあとでも説明しますが、市民や事業者との協働による景観づくりは重要な課題と考えておりますので、引き続き推進してまいりたいと考えています。

こちらは、景観施策の主な取組経過です。先ほど紹介した内容をまとめたものです。後程御覧いただければと思います。

ここからは、これまで御紹介しました現行計画の成果と課題を踏まえたうえで定めた、景観計画改定基本方針について御説明します。

まず、計画改定の趣旨ですが、現行計画は策定から約15年が経過し、本市の景観を取り巻く状況は変化しており、景観誘導の対象や景観形成の考え方についても変化が生じています。このため、社会情勢の変化や新たなニーズに対応し、更に質の高い景観形成を推進するため、新たに策定しました本市の施策全体のマスタープランであり、水戸市の個別計画の上位計画である水戸市第7次総合計画などとの整合を図りながら、景観計画を改定するものです。

景観計画の上位計画である第7次総合計画について説明いたします。市長からも先ほどの挨拶で申し上げたとおり、今年3月に策定したものでございますが、新たな総合計画で

は、水戸市の目指す将来都市像を「こども育む くらし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち ひと」と定めたうえで、景観行政に関連する施策としては、「偕楽園・千波湖周辺や弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくり」、「都市核・中心市街地の景観向上」、快適に暮らせる住環境づくりの一環として「良好な市街地景観の形成」といった施策を主要施策として位置づけしています。景観計画は、この総合計画の内容を踏まえながら、改定を進めることになります。

続いて、計画改定の基本的姿勢でございますが、三つの柱を掲げています。まず一つ目が「本市の多様な景観資源の保全・活用」です。____会長の御挨拶の中にもありましたが、本市には、水や緑などの豊かな自然、そして多くの歴史的・文化的資源、県都としての都市機能や水戸市民会館をはじめとする現代的建築物など、多様な景観資源がございます。これらの景観資源の保全、そして活用により、水戸ならではの個性と魅力を感じられる景観づくりを進めます。

二つ目が「時代の変化に対応する景観づくり」です。現行計画策定時には想定していなかった太陽光パネルや新しい屋外広告物などの新たな景観誘導対象への対応、また、まちなかの活性化やにぎわいの創出につながる景観づくりなど、景観施策に求められる内容の変化を踏まえ、新たな時代に対応した施策を積極的に推進します。

三つ目が「市民主体の景観づくり」です。良好な景観形成の実現には市民一人ひとりの取組が重要であることから、景観に関するPRや啓発など、審議会委員の皆様からも御意見をいただきながら様々な手法を検討し、市民主体の景観づくりの更なる推進を図ります。

以上三つの視点を柱として、計画を改定してまいります。

続いて、計画の構成です。景観法の規定で定めることが義務付けられている景観計画区域、建築物等の行為の制限、景観重要建造物・樹木の指定の方針を定めるとともに、本市の良好な景観形成の方針、屋外広告物の方針、公共施設に関する方針、その他の制度に基づく景観形成の推進、市民主体による景観形成の推進といった内容を定めます。

続いて、計画期間については、総合計画の基本構想の期間を踏まえまして、2025年度から2033年度までの9年間とします。

続いて、計画の体制については、都市景観審議会及び都市計画審議会での審議、都市景観専門委員への意見聴取、市民への意見公募手続きなどを行ってまいります。

また、水戸市の庁内組織においても必要な検討を行ってまいります。

最後にスケジュールです。本日の諮問ののち、都市景観審議会ではお示ししている想定スケジュールにより改定計画の御審議をいただきながら、検討を進めまして、今年度末の最終的な計画決定を目指してまいります。

説明は以上になります。

____会長

御説明ありがとうございました。今の説明について、御質問はございますか。

今日は委員の皆様から、ざっくばらんに御意見を広く頂戴する機会にしたいと考えています。私からの提案ですが、今の御説明の内容に沿って三つのテーマに分けて御意見を頂戴したいと思います。

まず一つ目は、この景観計画にこだわらず、水戸ならではの守るべきものや生かすべき

もの、また、それに関する必要な取組について、自由に御発言いただければと思います。

二つ目は、事務局から景観施策の成果と課題の説明がありましたが、それに関して必要な取組と考えられるものについて御意見頂戴したいと思います。

三つ目は、それらにこだわらず、その他として、前の2つのテーマ以外で御提案等ございましたら、御発言をいただければと思います。

時間が限られていますので、それぞれのテーマ毎に目安15分程度、全体で45分程度の時間で御発言いただければと思います。

委員の皆様、1回は御発言ください。マイクをお使いいただいて、簡潔に、全員から御意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、一つ目のテーマ、水戸ならではの景観づくりに取り組むにあたり、守るべきものや生かすべきもの、そのために必要だと思う取組について、御発言をいただければと思います。御発言の時はマイクをオンにさせていただいて御発言をお願いします。

――委員

水戸ならではの、ということで、私は水戸市民として、今回、この景観の話をさせていただくにあたって、色々なことを勉強させていただいているのですが、例えば、芸術館タワーを核として、それより高い建物を作らないとしている、という話がとても面白いなと思っています。

ただ、水戸市としては、そのアピールが足りていない気がします。もっと色々な媒体で、若い人にもアピールできるようなことがあると良いのかなと思います。

また、歴史もあるし、自然も多いので、とても良いところが多く、それを守っていくというところで、そこは、守る姿勢と合わせて、攻めの姿勢も別にあるかもしれませんが、そういったところでやっていくと良いと思います。

あと、もう一つですが、芸術館タワーに名前を付けるともっと良いのではと思います。少しとっつきにくいところがありますので、もう少し、景観のことを皆さんに考えていただくためにも、キャッチーな広告的なものがあっても良いではないかと思います。

――会長

はい。ありがとうございます。キャッチーな愛称ということで、これとは違いますが、水戸芸術館と水戸市民会館と京成百貨店のエリアで、Mitori0という名前が付いていますよね。上手いなと思いました。そういった、あそこの核をMitori0という名前が付いたことで、市民の方や市民以外にも注目するようになる、というのは上手いやり方だなと思った次第です。芸術館タワーについても、タワー以外に愛称は何か付いているのでしょうか。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。事務局から補足で説明させていただきます。この計画書の中では、「芸術館タワー」という言い方をしていますが、正式な建築物の名称としては漢字一文字で「塔」という名前です。それはおそらく芸術館の設計者である磯崎新さんの、設計された時の思いがあって、正式に付けられたという名称だと思いますが、それに愛称を付ける動きなどは今のところ無いのかなと思っています。

また、それに関連して会長から補足していただきましたが、それに代わるというわけでもないですが、水戸市民会館が昨年7月にオープンしたタイミングで、水戸芸術館

と水戸市民会館、京成百貨店をひっくるめて Mitori0 という愛称をつけさせていただきましたが、その時には全国から公募して 2 千通以上の愛称が提案されて、三重県の方の提案を最優秀として Mitori0 という愛称になりました。

愛着を持たせる仕組みというか、タワーの名称を変えられるかどうかというのもありますが、仕組みとしてはあるかなと思います。

____委員

個人的には、塔というのはかっこいいなと思います。

____委員

「水戸ならではの」という言葉がよく分からないのですね。何をもって水戸ならではのとか、ということをつつとこの 2、3 日に考えていました。今、____委員が言われた塔もその一つだと思いますが、水戸ならではの、という言葉がありながらも、別にそれは絞っていかなくても良いのかな。どういう方法でいくのかというのは分かりませんが。

ただ、景観が大きく動いて行ったのは、備前堀周辺の整備でしょうか。つまり、歴史に基づいた景観ですよ。先ほど、事務局からも説明があったように、弘道館と水戸城、千波湖と偕楽園は歴史の上での核。それをめぐって、色々頑張ってもらったと思います。それはまた継続してやらなきゃいけないのですが、ただ、往々にしてやり過ぎることがありますよね。歴史的に存在しないものを作ってしまうことがあります。実は、それは水戸市だけではなく全国的にやっているの、観光の面では仕方がないかなという気はします。

もう一つは、____委員が言われた「塔」かなと思いました。塔というのは、皆さん御承知のように、水戸市制施行 100 周年を記念して、全市を挙げての色々な取組の中で、ああいったものができてきた。

よく言われるのは、水戸は天下の魁だと、斉昭あたりが言ったのでしょうか。幕末の歴史は、水戸にとってみれば本当に手痛い歴史ですが、私なんかは語れるような歴史はあまりないと思っていますが、しかし、その導火線になったのは水戸であることは間違いないというところで、歴史ってなってくるのだらうと思うのです。

市制 100 周年を迎えて塔が建てられたということを、今回勉強しようと思ったのですが、なかなかそれに関するパンフレットが無いのです。図書館に行っても、唯一、『水戸芸術館』という本があって、100 周年の事業の成り立ちとか、どういう想いで塔を作ったかというのが書かれているものを見つけました。同時代的なものでも、もう忘れてるわけですよ。ただ、塔ができたときには、私はものすごく嬉しかった思い出があって、子どもたちを連れて水辺で遊んだり、塔に登ったり、これは水戸の未来だな、というふうに思った記憶があります。

そういった意味で言うと、過去と現在、未来というものをいくつかの施設の中で組み込んでいくことができるのかなという気がして、水戸らしさというのは、その歴史性や、現在性とそれから未来性を結びつけて、シナリオのようなものを作れる気がしました。

____会長

ありがとうございます。重要なキーワード、歴史、現在、未来というお言葉があったかと思います。引き続き、三の丸周辺地区の景観づくりは続けるという御意見と、それか

ら、塔をはじめとする現代建築については現代から未来に向けて、といった御意見でした。ありがとうございます。

他に御意見ありますでしょうか。

委員

会長や事務局の方からお話しありましたように、本当に水戸は自然と歴史、文化、にぎわいがとてもバランスよく備わっていて、それぞれのエリアで魅力的な景観形成がなされつつあると思っています。

一方で、私は弘道館におりますので、観光でいらした方々と接する機会が多くあって、よく思うことがあります。景観形成に力が注がれているエリアとエリアを結ぶ間の景観についてですね。

例えば、水戸城跡と弘道館を見た後は、偕楽園に是非行ってくださいとおすすめをするのですが、弘道館から偕楽園まで行く間の景観を、観光でいらした方々がどんな印象で、御覧になっているのだろうかということを、よく思います。水戸駅から水戸芸術館、水戸市民会館に行くときも、そうかなと思います。

例えば、水戸駅からバスに乗って、車窓からの景色を見て、帰りに散策してみたいなと思ってくださるかなと想像すると、やはりもう少し景観への配慮が必要なのではないかと思っています。特に、初めて水戸にいらっしゃる方にとっては、景観というものは本当に水戸の印象に重要な要素になっているものだと思いますので、点と点を結ぶ線というのでしょかね、点から線になり、そして面というように、全体的な景観形成というのは大切ではないかなと思います。市としてすでに取り組をいただいていると思いますが、改定にあたりまして、改めてそこを留意していただければと思います。

会長

ありがとうございます。回遊性ということですかね。また、それによって、今資源があるところの間を結ぶことによって、別の資源も想定できるともっと良いかなと思います。

忌憚ない御意見ありがとうございます。____委員、お願いします。

委員

御丁寧な説明ありがとうございます。私は、水戸出身ではなく、県外から来ておりますが、弘道館から偕楽園までずっと通勤族の妻たちとまちなみを歩いたことがあります。何よりも、景観というか、まちが、泉町や南町とかがそれぞれ揃っていない。何をコンセプトにしているか、ということがある種、よく分からない。

例えば、水戸芸術館であれば現代的なものを景観にしますとか、三の丸周辺は歴史的なものを景観にしますとか、他のところから来た人たちが分かるようなものがあると良いなと思っています。

せっかく都市景観大賞の特別賞をとっているのにも関わらず、おそらく、市民の方は知らないのではないかな。こういったものも、もう少し SNS や水戸市出身ではない方で発信する方を使って、水戸はどんなところで、どんな景観で、ということを発信出来たら良いのかなと思います。

水戸というと、黄門様か納豆しかイメージがなく、せっかく NHK で芸術館のシンボルタワーが写りますので、ここをシンボルとして景観を推しているということが他の方も分かればもっと水戸らしくなるのかなと思っています。

弘道館は、昨年、県の商工会議所女性会の方で、水戸市民会館を見ていただいて、その足で弘道館の方にも行きました。県内の方たちでさえも、こんなに整備されてきれいな景観があるとは知らなかったという話になって、やはり、県内の方でも分かっていないぐらいなので、景観も大事ですが、そういったお知らせやPRをして、水戸ってこういう場所であるとか、水戸らしくこういった景観にしているということが発信できればと思います。以上です。

——会長

ありがとうございます。SNS等はやって発信しているのでしょうか。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。こういった質問をされること自体が、発信が足りていない、非常に弱い部分とっております。計画に位置付けられないとできないというものでもありませんので、今日いただいた御意見を踏まえながら、どういう形で情報発信すれば効果的かということを探りながら、計画改定を待たずに水戸の魅力を発信していきたいと思えます。

——会長

ありがとうございます。最初の、1番の話題で15分と申し上げましたが、そろそろお時間の方が。

——委員

私自身は本日初めて委員として参加させていただいたので、これまでの状況を勉強させていただきながら先ほどから伺っていたのですが、最初に、正直申し上げて、改定作業期間が非常に短いので、どこまで議論を掘り下げられるのかというのが分からないので、どう発言して良いのか、少し悩むところではあります。率直な印象として、いただいた現行の景観計画の最初の方で、水戸らしい景観と、景観は見た目だけでなく地域特有の自然、文化、歴史があり、それを保全していく、作っていくという話があるのですが、他方で、計画の方を見ていくと、水戸らしいものをどういうふうに捉えているか、具体的な中身は分からない。おそらく自然や、文化、歴史に係るだろう対象物や、対象エリアを特定して、その障害を起こさせない。壊すようなものを規制していく、ということをやっていることは分かるのですが、何を創っていかうとされているのかは分からない。

それを本当はもっと深く議論して、人と自然との関係や、歴史をどうやって体験させるかであるとか、先ほどお話あった途中のエリアとエリアを結ぶあたりはどうするか、といったあたりもどういう体験をさせる必要があるか、やはり、像を描かないと、持っていけないのではないかな。その部分の具体性が無い。

そういう中で進めてしまうと、やはり、皆が合意できるような対象物を出さないもの、汚さないようなものにする程度のもになってしまうのではと、少し残念な気がしました。

例えば、特に地域固有な自然といった時に、現行の計画書の中だと緑が多くなれば良いので増やすと書いてあるのですが、どういう緑なのか、例えば、地形が豊かなので斜面がどういうふうに見えるか、それがどういうふうに休める場所なのか、あるいは、市民の方々がどういうふうに理解して過ごすのかみたいなのが大事だと思うのですが、そのあたりの戦略みたいなものがもう少し描けると良いのかなと思いました。

会長

ありがとうございます。2 番目のテーマ「景観施策の成果と課題に対する必要な取組」にもまたがる色々な御意見をいただきましたと思います。スケジュールについては、私も厳しいなと思っておりまして、その辺を柔軟にできるということも伺っておりますので、今日の議論も踏まえて、事務局の方でお考えいただければと思います。

では、1 番目のテーマについては一旦切りまして、2 番目の御説明のあった「これまでの景観施策の成果と課題について、それらへの対応として必要だと思う取組」の御意見をお願いできればと思います。

委員

私も今年から委員をさせていただきまして、勉強することが多く、責任重大だなと思っております。茨城大学では、今、建築デザインプログラムというものが7年前ぐらいから始まっていて、学部の3年生と一緒に、毎年「通りと建築」というタイトルで、水戸の中心市街地の中で、昔からある城下町の通りに対して、どんなものが今建っているかということも含めて調査をしながら、学生たちと考えるきっかけを課題の中でやっております。去年、水戸芸術館の展覧会で、20 年前に筑波大の方でリサーチをした結果をもとに、20 年後にはどうなっているのかということを中心市街地全体で、リサーチをしました。今回の第7次総合計画のところで、中心市街地の景観をどうするということが一つの目玉になっているということの御説明を聞きながら、その中で役立てることがあるかなと思ってお話します。

先ほどの一つ目のテーマのところで、歴史的な地区を結ぶ間の部分の景観をどう考えていくかという話がありました。もう一つ、その景観を対象として、自然であるとか、それから、建物が、今、対象になっている制度ではあると思いますが、実はまちなかを歩いていると圧倒的にまちなかの空洞化がすごく進んでいて、あるものだけではなくて、ないこと、駐車場や空地があることで、今までは通りに対するファサードだけが問題になっていたところが、空地ができたことで、奥のファサードが見えてきたり、建物の側面が見えてきたり、または、アスファルトになってしまっただけで中心市街地の緑がなくなって、アスファルトのグレーの広がりというのが、20 年経って格段に多くなっています。

駐車場がたくさんできて、ある意味で地域資源になりつつあると前向きに捉えて、去年のリサーチには、20 年前は空洞化ということでネガティブに考えてリサーチしていましたが、ここまで増えてくると、逆に中心市街地の地域資源として、もっとポジティブに捉えられないかということも考えられるのかな、ということを提案しているのですが、そういったあるものだけではなくて、なくなったことによるまちなみの形成というものを、もう少しポジティブに考えられるような景観誘導や、建物の側面に対する景観誘導であるとか、そういった何か、その空洞化したこともポジティブな景観になるような誘導施策ということも必要なのかなと思いました。

会長

ありがとうございます。大事な問題で、空き家問題、空き地問題、景観だけの問題ではなく大事だと思いますが、事務局、何かこの景観に限らずこういったことに対して政策があるのでしょうか。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。これまでの成果と課題というところで、景観というところに特化して限定的に考えてしまうと、現行計画をどういうふうに解決するかという議論に終始してしまうということが考えられますが、先ほどから____委員がおっしゃったように、どちらかという骨太と言いますか、根本的に景観を見直していくべきじゃないかという御発言と受け止められますので、そういったものを変えていけるかどうか、考え方を整理したうえで、具体の施策については計画に基づいて実施をしていくという位置付けにしておくのが良いのではないかと。何をどこまで決め込む必要があるのかは、改定作業の中できちんと検討したいなと思います。

会長からも先ほどありましたように、今は改定スケジュールをこのように立てておりますけれども、中途半端なままで、これで改定しておしまいということだと、審議会としてはいま一つだ、ということもあるかもしれませんので、事務局での今後の進め方は考えていきたいと思います。

その他の取組としては、景観に特化しない形で、例えば、観光ということで、周遊性・回遊性をどういうふうに高めていくか、というときに、何をどう繋げていくかという話は必ず出てくるところでございまして、なかなか決め手という部分を打ち出すことができず難しいという状況がございまして。景観というものを市として考えた時に、観光でどういう展開ができるのか、住民の暮らしにどう展開していくのかということも、この景観計画で検討する必要があるのかなと思いますので、今の御意見から基本的な改定をどういうふうにやろうかということは、事務局としてもきちんと考えていきたいと思います。

____会長

ありがとうございます。都市計画課だけでなく他の課、観光課など、庁内でも調整していただいて御意見いただいたりするということですね。

____委員お願いします。

____副会長

今の須藤課長や____委員、____委員の御発言と関連するのですが、よく観光地を作ろうとか、美しい景観を作ろうとするのですが、海外の良い観光地や、綺麗な風景の場所は、わざわざ作ったものではなく、その土地の人が当たり前に暮らしている結果を見ている。

例えば、ヨーロッパの街へ行って、良いな、またこの街へ遊びに行きたいなと思うのは、その街で普通に暮らしているのがカッコいいのですね。俺もあのテーブルに座りたいなと思うなど。こんな街だったら暮らしても良いなだとか、そういうのが世界一級の観光地で、わざわざ何かをこしらえたのではなく、暮らしぶりそのものですよね。

だからといって、全部もともとその地域にあったものではなくとも、例えば、お寺があって、その手前に稲穂が揺れていて、お寺には〇〇寺と漢字で書いてあって、その前に和服の人が歩いていたら、これを写真に撮ったらすごく日本的な風景だと、誰もが思いますよね。しかし、お寺も漢字も、和服は呉服ですし、稲穂も全部輸入文化ですよね。それが、現行計画の7ページに書いてありますが、景観10年、風景100年で、駄目な景観は10年で汚くなってしまいますよね。それが、その街のその地域の暮らしの中に溶け込んで日常使いされていると、千年持って風土になるのではないかなと思うのです。

そのため、Mitori0も、本当に水戸の人が日常使いするか。デザイン的には水戸らしいところは無いような気がします、もう完成してしまったものでも、どこの部材か分から

ないけれども、水戸市民が喜んでそれを当たり前に使っていると、暮らしの風景になってくると思います。だからといって日本でも、すぐくキリスト教的なものが入ってきたけれども、あまり定着していない。何かの基準で気に入らないものは排除しているところがあると思います。そういうものは日本的とは言わない。しかし、仏教は日本的であったりする。そうすると、その当たり前に私たちが使っている結果としてのものが、良い景観要素になってくるといことになるのではないかと思います。昔、筑波大学の景観の先生に、「景観って、人によって違うでしょ」と言ったら、「だから、違和感なければ良いのだ。」と言いました。これが好き、あれが好きの話ではなく、違和感がなければ良い。自分が好きか嫌いでなく、皆がそれを見て、特に変に思わなきゃ良い。そういう話をされまして、それってやはり当たり前かどうか、日常的かどうか、というのが基準なのかな、という感じがしました。私が市民と一緒にまちづくりしていると、そういう当たりの基準というのが本当にないのですよね。当たり前って、お行儀とかマナーとかですが、それが全然ないですね。結局、行政の規制ということが出てきます。でも、ヨーロッパの人は、規制もされているという気もしますが、綺麗な街の人は「それやっちゃいけないでしょ、それは行儀悪い」という、景観的に当たり前のラインがちゃんとあるのだと思います。その中で、日本人はそれが戦後なくなってしまっているような感じがして、水戸らしさって、水戸の人が普通に暮らしているところが、どう結果として街に現れてくるといことかなと思います。

そう思うと、取組でいえば、一番は規制の取組ではなく、教育の問題があるかなと思います。公共って何だろう、ルールがあると皆が得するということが公共だと思います。約束守れば皆が得する。そういったことは、皆逆に考えていますよね。ルールがあると損すると思っている人が多い。ルールを守ると得をしますよね。そういう当たりの基準みたいなものが、先ほどの水戸市の総合計画の全体ビジョンがありましたよね。子どものことと、暮らしと、未来。子ども育むというのは、どんな子ども、暮らしを楽しむってどんな暮らしで、未来に躍動するってどんな未来で、これがビジョンとして共有できていれば、それをやればみな得するなという教育が最初にあって、そうするとお行儀の良い雰囲気になるかなという感じがします。ちょっと抽象的ですけど。

会長

ありがとうございます。この景観計画という冊子は、行政だったり、デベロッパーだったり主な対象と思いましたが、確かに教育、市民の皆様にきちんと伝わるような形で広報も大事にする。____委員、教育に関してはどうでしょう。

委員

小学校に上がると3年生ぐらいに『みと』という冊子が今も貰えるのですよね。私は子どもが3人いますが、彼らが小中学校で使っていた本をとってあるのですが、結構詳しい歴史のことやまちのこと、近代のことが書かれています。小学校の時は結構やるのですが、中学校に行くと、その生活範囲が広がっていくのか、あんまり地域の歴史とか、地域のものはやらなくなるのですよね。御承知のように、高校になると地元のことは全く見ない。国のことだと、結局、京都・東京の歴史になりますよね。地域の歴史を細かくやっている小学校・中学校・高校がありますが、そういうところのお子さんというのは結構周りに興味を持つと思っています。そういうふうにみると、小学校の時に作った地域への興味

が中高でなくなってしまうというのが、私は現実かなという気がします。あとはその子どもたちを取り巻く環境、そういうところに遊びに行くとか、一緒に回るとか、そういうことができるような。親だけでは大変ですね。そういうことを地域でできるような場がつかれると良いのかなという気がします。小学校までは十分やっていると思います。

____**会長**

この景観計画の基本的姿勢に「市民主体の景観づくり」というものがありますが、大人だけでなく、子どもまで巻き込むような、教育委員会と連携していただくなど方法はあると思いますが、その点まで広げてお考えいただけると良いのかなと思います。ありがとうございます。

____**副会長**

一緒にやりましょう、というのはどうするのか、結局、何を共有するのかですね。良い悪いは何ですり合わせれば良いか、共通の価値観やビジョンでやりたいのか、そのコンセプトですね。

____**会長**

そういったビジョンを是非ここ（景観計画）で。先ほど____委員がおっしゃったように。

____**委員**

今副会長がおっしゃったこと、全くその通りだと思います。そういったビジョンや、当たり前のルールが、まちづくり分野だと、地域の「掟」みたいなものです。それは、こういう景観計画の景観規制のようにリジットに書かれたものとは違って、掟や価値観といったものが少しでも記述されて、少しでも共有されて、それが市民へ戻っていく、伝えていく。先ほども、教育の話が出てまさに重要だと思いますが、そういうものを景観計画に入れることが理想なのではないかと思います。

そういうものを議論して、深めて、それをいかに計画の中に入れるか、ということが必要で、会長が設定された二つ目のテーマの話だと、これまでの計画をそのまま生かしてはどうかということに関して、計画自体は非常に優れたものだと思います。千波湖から見える景色で、高度地区を設定するなど、色々きめ細かくやってこられて、景観を壊すものを排除するための規制ということに関しては、ほぼ直さなくて良い気がします。

疑問、質問に近いのですが、景観形成の具体的な事業としてはどういったことをやってこられたか、あるいは、これからどういうふうにやっていけるのか。つまり、景観を実際に作っていく、掟みたいなものを空間に具体化させるにはどういうふうにするか、空き地が発生した時にそこをどうするのが掟に従った空間の使い方なのか、そこに市がどうやって管理していくのか、市は検討、議論していくと良いなと思います。

それと、郊外の自然のところに、農地のところに太陽光パネルがあり、それが新しい検討事項という話がありましたけど、太陽光パネルを排除すること自体はそこまで難しくないですね。条例で決めてしまっただけで作れないようにしてしまえば良いのですが、作れなかったからといって、現場の農地が耕作放棄地で荒れ放題で、誰の手も入っていない、それが規定に従った景観なのかということとそんなことはないですね。やはり、同時にこういう農地景観、自然景観にもっていくためには何かテコ入れが必要で、それには都市整備だけでなく農政との連携という話が重要になると思うのですが、それがどこまで形成の事業を作っ

ていけるかというのは、議論できると良いなと思います。

____会長

ありがとうございます。農村，農地の風景が関わってくると，農政も関わってくるのですけれど，その辺の協力というのも必要だと思います。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。先ほど教育の分野というお話もありましたが，農政関係の部門も市役所にございますし，そういったところとの連携が必要だなと思います。そうしたときに，先ほどから委員からの御意見の中で，ビジョンですか，目に見えない言わば共通の目標をどういうふうに立てていくのか，それを規制して誘導していくことだけでなく，どういうふうに作り上げるか，ということまで考えるべき，という話もありましたので，今まで景観計画の中でなかなか見据えられていなかった部分もどこまで取り組めるか，ということを考えていきたいと思います。

____会長

ありがとうございます。そのお言葉が出たことが，心強いです。

____委員

国が進めている「文化的景観」ってあるじゃないですか。例えば，「水田景観が素敵」ということで，これを残そうと言ったときに，何をしなきゃならないかというところ，永久的にそこで農作をする，ということですよね。それは，普通の方々の考えは飛んでしまうわけですよ。なぜ飛んでしまうのかというと，お金や労働力などといったものをつぎ込まなければ，その文化的景観が守れないわけですよね。それは到底できないから，挙がらないですよね。挙がっているところもあります。だから，都市の景観とその周辺の景観を含めていってしまおうと，何もできなくなってしまうのではないかなという危惧がありまして，その話は少し違うのではないかなという気はします。

____副会長

フランスで電車に乗っていると，綺麗な麦畑がありますよね。あれは，農業生産で維持しているものではありません。観光のお金で維持しています。輸出もしますけどね。そうした文化的景観資源を維持するために，観光セクションがお金を用意しています。こういうものを水戸でやるかどうかは別ですが，でも，そういうものも世界には実際にあります。

____委員

例えば，農政だと，耕作放棄地に対して対策金が予算化されていて，交付されます。残すべき，貴重な水戸らしい景観というところを，優先的にそういう補助金を充てていくとか，農地だと，他企業から直払いの制度があるから，そういうのを，景観計画に載せて認められているところや重点地区であれば，優先的に補助金を充てていけるのであるなどの取組ができると思うのです。それをどこまでやるか，というのは市の覚悟ではないかと思うのですが，僕は決して無理な話ではないと思います。そういう方向に向ける価値観を提示しておいて，それに対しての他の政策も全部連動させる。景観法は非常に幅広く特殊な法律です。だからこそ，その特殊性を生かすという意味でも，そういう議論ができると良いなと思います。

____委員

私は水戸市の農業委員をやっております、現状報告なのですが、先々月、県外の業者が県内に 100 件くらいの太陽光パネルを考えているというようなことをお話しされていて、その申請が出てきたら、それを OK するしかないという話になりました。私も観光しに行った時に、やはり太陽光パネルが見えるような景観はよろしくないと思うのですよね。農業委員としても。口約束でほとんど契約をしていて、田んぼなども一反で売ったとしても 10 万にしかないそうです。____委員が言ったように、観光のそういったお金があれば、そうやって作る人もいられるでしょうけれども、今は負の財産という状況になっていて、今は事業承継を誰にやるかということも問題になっているので、景観がやはり良くならないというか、勝手に契約とならないように、うまく連携をして欲しいな、と私は思います。農業委員としては審議できにくいところもあるので、景観の方と農業委員会の事務局で、どういうふうになっているのか、ということをしていかないと、良いところがあってもやれないから、という形で太陽光パネルの置き場になってしまうのかなと思います。

何日か前に聞いたのですが、太陽光パネルではなくて、10 cm 四方のガラスで太陽光発電するものが開発されているのですね。大阪大学産業科学研究所の教授がしていますけれども、そういった太陽光パネルではなく、ガラスであれば、景観的にも悪くならないのかな。そういったことも仕掛けていただいて、太陽光パネルだけではない発電方法も、計画に入れても良いのかなと思いました。

委員

太陽光パネルはシリコンや単結晶のものだと思うのですが、他のものも開発されていて、例えば塗料を塗っただけで太陽光発電するといったものが出てきています。まちなかではシフトしていくことはありかなと思いますし、これは個人の感想ですが、この写真を見てもそんなに嫌ではないです。別に、これで景観を著しく損ねているとは思わない。逆張りして申し訳ないですが、そう思ってしまう時もあります。例えば、これが原子力発電所はここに来たら、それはそれちょっと色々あるかなと思いますし、風力発電所の風車がたくさんあるのは良くないと思いますが、太陽光パネルに関しては、そんなに思わない人もいるのかなと思います。特にゴルフ場や空き地があるということと、そこまで差が分からないという感覚ですが、そういうのもあって、これも色を変えられるかもしれない、ガラスが使えるかもしれませんが、人それぞれの考え方・感じ方かもしれませんが、そう思いました。

副会長

今の農地の話も当事者と、受益者がずれていますよね。そうは言っても農地を維持するのも大変だ、という人がいると思います。似たようなものが、まちなかの街路樹です。もっと大きい木があった方が木陰もできて良いと思っているけれど、商店街の人たちは、ムクドリがいっぱい来て、とにかく茂ったら切ってくれということで、丸坊主になったりしますよね。イチョウの木もそうですよね、落ちると滑るからと、紅葉すると丸坊主にされてしまう。農地も街路樹にしても、当事者だけが困るのではなく、良いと思っている受益者が、公共財としてどう維持管理するのかということがないと、消えてしまうのでしょうね。誰が守りたいか、誰が維持したいのか、ということを組み替えないといけないなと思います。

会長

ビジネスモデルとして、当事者にも何か利益が来るような方法が、そうやって上手くやっているとありますが、そういう方向を取り入れるとか、いわゆるお化粧的な景観ではない問題としても、色々なことが起きているので、そこを是非議論したいところですが、かなり時間が迫っていて、まだまだ議論があると思いますが、いかがでしょうか。

計画を単に入れ替える改定ではない、もう少し深掘りしてですね。あと、覚悟という言葉が、____委員からありましたが、おっしゃる通りで、どこまで我々が負担できるのかということにかかるとですね。金銭的な面や住まい方など、作っていくものや方法もそうですが、そういったことまで考えないと、景観というものは維持できない、と考えております。

そういうことで、3番のテーマについて、区切ってはいなかったのですが、その他、という面でも十分お話してきたかなと思います。まだ、お話足りない、もう一言という方は。

委員

私は、建築・設計の仕事をしているので、全体的なことよりも、割とミクロ的なこととして、景観計画に基づいた色々な施策ですとか、あとは手続きといった、そういう切り口・視点からのお話になりますが、建築物や広告物は、ある一定規模以上のものになると工事をする前に手続きをするということになるわけですね。特に建築物の場合は、広告物もそうですが、着工する前に届出という手続きをして、行政と協議をして、基準に適合していれば、それでOKということになり、工事ができるということなのですが、工事が終わった後は何も（手続きが）無いです。届出した通りに、ものが建ちましたというような手続きが全くない、ということがあります。建築物の場合は、確認申請等々がありますので、建物の形態が変わった、高さが変わった、面積が変わった、というようなことに関しては、そちらの方で、変更の手続きなどを行うわけですが、景観に関して、例えば、最初に届出をして、色はこのようにしますと、決められた範囲のマンセルで、色はこのようにします、壁の色はこのようにします、というふうにして出すわけですが、実際に、立ち上がった建築物がその色で出されているかというのは、誰も確認ができない、という状態です。屋外広告物では違反が多いというようなことが資料にありましたけれども、建築物で違反がないかというと、それは分からないところもあります。

それから、何度か皆様の御意見の中でありましたけれども、その手続きするにあたって意匠的なもの・デザインは、「周辺景観及びまちなみの調和を図る」というようなことが書いてあり、色に関しては先ほど言いましたように、この範囲の中から選ぶという縛り的なものはありますが、景観に関しては具体的なものがないですね。事業主が、まちなみに調和していると思えば、そのまま進むようなところもあるかもしれません。きちんと数値的なものとか、誰が見てもこれは良いよね、これは駄目だよね、というようなものがないと、なかなか事業者の方は厳しい。強い建築主がいると、それを通してしまっているのかどうか、よく分かりませんが、でき上がったものが、他の人から見れば全然調和していない、というようなことになりかねないというのが現状だと思います。

昨今話題になっている国立市のマンションも、ある種そういうところがあって、景観条例みたいなものは当然あるでしょうけれども、行政の方で何も縛りが無い。高さ規定も、

特にその状態では働いていないので、法的には何の問題がない手続きをして、通ったけれども、どうやら景観的に問題があったので、壊しましょう、ということになったわけでしょうけれど、水戸でももしかしたら同じようなことが起こるという可能性もあるかもしれないと思うと、色だけではなくて、建物の形態とか、緑地の配置や量であるとか、そういった何か数値的で示せるものがあったりすると、皆が納得するような気がしますし、事業サイドとしてもやりやすいかな、というふうに思っています。

____会長

ありがとうございます。景観計画で、先ほど____委員からもございましたように、景観法は特殊で、ある数値ではなく定性的なものを許している法律という面もありまして、私個人的に言いますと、色彩は数値でやらない方がもっと良いものができるのではないかと思います。

どこに比重・数字を合わせるか、というのがありますが、この会長という立場は抜きにして、数値基準に頼る施策はどうなのだろう、良いのだろうかという疑問もなくはありませんが、一方で、都市景観専門委員の方をさせていただいておりますが、そういった議論もあります。かなり突っ込んだ数値基準までは無いのですが、もっと周辺に配慮した、というものの解釈をその場で議論する場がございますが、そういったところで、かなり検討は図られているとは思います。

今、おっしゃられたような、数値基準をしたほうが良いようなものが今出てきていますか。事務局いかがでしょうか。対応に困ったような事例などはございますか。

事務局（権瓶景観室長）

具体的な数値基準で困ったというものはそれほど無いのですが、おっしゃる通り「周辺景観との調和」や、「極力植栽をする」という定性的な言葉が多いところの中で、どういうふうに事業者の方と協議していくかというところで、特定以上の規模になると、____会長など専門委員に入らせていただいて、かなり密なコミュニケーションをとりながら、双方向的な協議の中で定性的な基準であっても対応できている部分がありますが、場所によって、その地域の特性に応じて、こういったものがふさわしいかというところは、やはり事業者の方と市の方で、密にコミュニケーション取りながらやっていくことが、さらに必要なのかなと思います。

ただ、現行の基準に関して言うと、かなりふわっとしている抽象的な部分が多くありますので、できる部分については、具体化というか、その具体化もどこまでやるか、というところがありますが、色彩もあまり数値で縛り過ぎることが必ずしも良くない可能性もあるという話もいただきましたので、その辺のバランスはありますが、できるだけその辺は今の運用の課題なども踏まえて、基準を進化、発展させていくことは考えていきたいと思っています。

____会長

ありがとうございます。私が余計なことを言ったかもしれませんが、ただ、現状で不便があって、それから思ったように誘導できなかったというようなことがあれば、やはり数値基準も御検討いただければと思います。____委員ありがとうございます。

竣工後のチェックについては、やり逃げというのはよろしくないもので、是非、仕組みとして考えていただければと思います。ありがとうございます。

副会長

戦前は日本人らしくモノトーンでとても綺麗だったのですが、戦後、考えてみると80年ぐらいかけて今の状況になったわけですね。もう仕方がないから、子どもたちから、公共心をちゃんと教え始めれば、80年後ぐらいには、来世紀には日本中綺麗なまちになれるかな。今の即効性の部分もありますが。本当に根っここのところを変えていくような繋がりでですね。日本中のまち、水戸のまちを綺麗にしていくと、来世紀の目標ぐらいで設定しても良いのではと思います。

会長

ありがとうございます。80年後の風景は見られませんが、風景何年というのもありましたよね。

委員

先ほどの教育やしつけという話に近いのですが、例えば弘道館に行くととても綺麗なのですが、一本外れたら、ゴミだらけだと思うのです。水戸駅もそこまで綺麗ではないなと思って、そういう景観とは違うかもしれないですが、そういうところをどうするのか、例えばゴミ箱置くとか。それで、水戸って綺麗なまちだったよね、と来る人はそんなに感じないかもしれないけど、あとでふと思えば、綺麗だね、と思えるような街の方が良いのかなと思って、そういうことで何かできないかな、と感じます。

会長

貴重な御意見ありがとうございます。一つは教育ということも大事だと話ありましたように、取組されている関係部署と連携していくということも、意見としてはありましたので、是非お進めいただければと思います。

お時間が予定より少し過ぎてしまいましたが、司会進行が不慣れで申し訳ございませんでした。こちらの議論は以上で終了ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。進行を事務局へお返しします。

司会

____会長、審議会委員の皆様、長時間にわたりまして御審議をいただき、ありがとうございました。それでは、本日の御審議につきまして、都市計画部長の太田より御挨拶申し上げます。

太田都市計画部長

皆様、本日はお忙しい中、色々御意見をいただきまして誠にありがとうございました。本日の審議会でもいただいた御意見の中で、自然、歴史、現代的建築物といった水戸らしいものの対象を壊さないということだけではなくて、未来に残すために何を作っていくのか、どうするのかという、その具体的な戦略を位置付けた方が良いのでは、といった御意見をいただきました。そして、それを市民や事業者の皆様と共有をして、それを伝える方法についても考えなければいけないなと思ったところです。

本日色々いただいた意見につきましては、十分反映できるように努めながら、次回の審議会までに、改定計画の骨子素案の方へ作業を進めさせていただいて、次回また、皆様に御審議をいただければ、というふうに思っております。

委員の皆様には、本当に慎重な御審議をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。今後とも御助力、御助言賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

だきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

司会

以上で、本日の都市景観審議会を終了させていただきます。貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。